



2026 年 7 月 27 日

各 位

会 社 名 A p p B a n k 株 式 会 社

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 白 石 充 三
(コード番号：6177 東証グロース)

問 合 せ 先 管 理 部 長 渡 邊 泰 弘
(TEL. 03-6302-0561)

動画サービス事業譲渡契約締結及び特別利益計上のお知らせ

当社は、2026 年 7 月 27 日開催の取締役会において、2026 年 8 月 1 日付で、PostPrime 株式会社（以下、「PostPrime 社」といいます。）に対して、当社が運営するオンライン動画サービスの一部（以下「対象サービス」といいます。）を譲渡すること（以下「本譲渡」といいます。）及び動画サービス事業譲渡契約（以下、「本譲渡契約」といいます。）を締結することについて決議いたしました。

あわせて、本譲渡に係る譲渡益を特別利益として計上いたしますので、お知らせいたします。

1. 本譲渡の理由

当社は、これまで営業利益の黒字化を目標に、既存事業の成長、AI 事業等の新規事業開発、不採算事業からの撤退、販管費の圧縮等を積極的に進めてまいりました。その過程において、2025 年 3 月に当社創業者である村井智建氏が当社を退職し、同 4 月には、村井氏が代表を務めるマール株式会社に対して、同氏が担当していた IP&コマース事業の一部（YURINAN 事業）の事業譲渡を実行いたしました。

一方で、同氏が中心となって運営していた対象サービス事業については、当面の間、当社から村井氏にコンテンツ制作等の運営を委託する形で運営・管理を継続してまいりました。対象サービスの取扱いについて、継続的に村井氏と協議を行ってまいりましたが、その結果、当社として、対象サービス事業の運営は村井氏個人に依存する部分が大きく、当社単独での利活用が見込めないこと、また、企業価値の向上の観点から、2026 年 4 月の新執行体制の発足後に注力している AI 事業及び IP&コマース事業に経営リソースを集中することが望ましいと判断し、対象サービスを第三者に譲渡する方針といたしました。そこで、村井氏も協力の元、対象サービスの譲渡先を探してまいりましたが、今回、PostPrime 社との間で本譲渡契約を締結することとなりました。

2. 本譲渡の概要

(1) 動画事業（対象サービス）の内容

- ・ オンライン動画サービスの運営

(2) 動画事業（対象サービス）の経営成績

	動画事業(a)	2025 年 12 月期実績(b)	比 率(a/b)
売 上 高	12 百万円	1,242 百万円	1.0%
売 上 総 利 益	3 百万円	120 百万円	3.3%
営 業 利 益	3 百万円	△170 百万円	-
経 常 利 益	-百万円	△185 百万円	-

(3) 動画事業の資産、負債の項目及び金額 (2026 年 6 月 30 日時点)

① 承継する資産の項目及び金額

該当事項はありません。

② 承継する負債の項目及び金額

該当事項はありません。

(4) 譲渡価額及び決済方法

譲渡価額は 4,500 千円であり、決済方法は現金にて決済予定であります。

3. 相手先の概要

(1) 名 称	PostPrime 株式会社	
(2) 所 在 地	東京都港区虎ノ門一丁目 10 番 5 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松島 悟	
(4) 事 業 内 容	PostPrime の運営	
(5) 資 本 金	49 百万円	
(6) 設 立 年 月 日	2020 年 9 月 18 日	
(7) 連 結 純 資 産	772 百万円	
(8) 連 結 総 資 産	1,016 百万円	
(9) 大株主及び持株比率	サイブリッジ合同会社 33.42% (2026 年 6 月 10 日現在)	
(10) 上 場 会 社 と 当 該 会 社 の 関 係	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はございません。
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はございません。
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はございません。
	関連当事者の 該 当 状 況	当該会社は当社の関連当事者には該当しません。

(注) PostPrime 社は、東京証券取引所グロース市場企業であります (証券コード: 198A)。

上記の純資産及び総資産の額につきましては、同社の「2026 年 5 月期決算短信」の内容を記載しております。また、大株主及び持株比率につきましては、同社から 2026 年 6 月 17 日付で発表されました「基準日後株主に対する議決権付与に関するお知らせ」の内容を記載しております。

4. 日 程

(1) 取 締 役 会 決 議 日 (本譲渡契約締結)	2026 年 7 月 27 日
(2) 契 約 締 結 日	2026 年 7 月 27 日
(3) 本 譲 渡 期 日	2026 年 8 月 1 日 (予定)

(注) 本譲渡は、会社法第 467 条第 1 項第 2 号に定める「事業の重要な一部の譲渡」に該当せず、当社の株主総会決議を要しない予定です。

5. 会計処理の概要

本譲渡は、対象サービスの営業利益の実績及び将来予想を元に算定した金額をもって、相手方と譲渡金額を含む契約条件の交渉・協議を行い決定しており、客観性・公正性が担保されていると認識しております。

本譲渡が当社の 2026 年 12 月期決算に与える影響額としまして、特別利益として 4,500 千円の計上を見込んでおります。

6. 今後の見通し

当社は業績の予想を非開示としております。つきましては、引き続き、四半期ごとに実施する決算業績及び事業の概要のタイムリーな開示に努める方針とさせていただきます。業績予想につきましては、今後、合理的な業績予想が開示できる状況になる場合には速やかに開示いたします。

以 上